第８－118 号

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行います。

１．競争入札に付する事項

（１） 調達案件名　　沖縄職業総合庁舎　消防用設備等修繕工事

（２） 仕様等　　仕様書のとおり

（３） 履行場所　　仕様書のとおり

（４） 履行期限　　令和９年３月 12 日（金）までに

２．競争に参加できるものの資格に関する事項

（１） 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者

（２） 令和 7・8 年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）「消防施設」の「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされている者であって、競争参加地域について、「九州･沖縄地域」が有効である者。

（３） 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

（４） 経営状態が著しく不健全であると認められない者

（５） 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。

（６） 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）　③船員保険

④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

（７） 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数 37.5 人未満の企業は除く）

（８） 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

（９） 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数 101 人未満の事業主は除く）

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

３．入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

（１）　入札説明書の交付

日時　令和８年 10 月７日（水）から令和８年 10 月 27 日（火）9:00～17:00

（ただし土日祝日は除く。）

場所　（ア）沖縄労働局総務部総務課　会計第２係

（那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第２地方合同庁舎１号館４階）

（イ）沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

（ウ）調達ポータルサイトからダウンロード可能。

※調達ポータルサイトからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

（２）入札を希望する者は、令和８年 10 月 27 日（火）17：00 までに入札説明書・仕様書の交付を受け、入札説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記４（１）により紙入札を希望する者は、「紙入札参加申込書」を沖縄労働局総務部総務課会計第２係に提出すること。

４．入札

（１）　本案件は電子入札で行う。なお、電子入札により入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

（２）　入札日時及び場所

日時　令和８年 10 月 28 日（水）12：00 まで

場所　紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第２係へ提出

（那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第２地方合同庁舎１号館４階）

５.開　札

日時　令和８年 10 月 28 日（水）14：00

場所　沖縄労働局総務部総務課

（那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第２地方合同庁舎１号館４階）

６.その他

（１）　入札保証金及び契約保証金　免除

（２）　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（３）　入札の無効

上記２の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）　入札者の記載金額について

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）　落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（６）手続きにおける交渉の有無　　無

（７）契約書の作成の有無　　有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

（８）工事費内訳書の作成の有無　　有

（９）詳細は入札説明書・仕様書による。

(10) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(11) 問い合わせ先

〒900-0006　那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階

沖縄労働局総務部　総務課　会計第２係　担当　照屋　　電話（098）868－4003

以上公告する。

令和８年 10 月７日

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長　松原　大

仕様書

1　件名

沖縄職業総合庁舎　消防用設備等修繕工事

2　履行期間

契約締結日から令和９年３月 12 日（金）まで

3　作業場所

沖縄県那覇市おもろまち 1-3-25（沖縄職業総合庁舎　１階～5 階）

4　工事内容

消防用設備等定期点検における指摘事項について、法令上の基準を満たすよう修繕工事を行う。

①　屋内消火栓設備取替

＜不具合状況＞

流量計内フロートの膠着により水圧を上げることができず性能試験ができない状況にある。

＜工事内容＞

１階消火・受水槽室内消火ポンプ室にある消火栓設備「フローセル流量計」について、下記「既設製品」を参照し、不具合箇所を新規品に交換するとともに、必要な接続、調整及び動作確認を行い、当該消防用設備等が正常に機能することを確認すること。

【既設製品】

日本フローセル　形式　FLT-RⅢ　40A

②　避難器具取替

＜不具合状況＞

避難はしごを使用状態にした場合において、最下部横桟から降着面までの高さが 50 ㎝を超えており、法令上の基準を満たしていないため取替が必要。

＜工事内容＞

別添「図面（３・４階。北東側テラス。青の四角で囲まれている２カ所）」を参照し、不具合箇所を新規品に交換すること。受注者は、施工前に現地寸法を確認し、設置場所に適した長さの製品を選定すること。新設する避難はしごは、消防法令その他関係法令に適合するものとし、施工後は実際に使用状態まで伸張して、最下部横桟から降着面までの高さが 50 ㎝以下であること及び正常に使用できることを確認すること。

③ 誘導灯及び誘導標識の取替

＜不具合状況＞

内蔵バッテリー不良のため取替

信号装置本体劣化のため取替

誘導灯音声点滅器具本体不良のため取替

＜工事内容＞

内蔵バッテリー及び信号装置は１階庁務室内、誘導灯音声点滅器具は別添「図面（1 階 6 カ所、２～５階は各２カ所。赤マルで示す全１４カ所）」について、下記「既設製品」を参照し、不具合箇所を新規品に交換するとともに、必要な接続、調整及び動作確認を行い、当該消防用設備等が正常に機能することを確認すること。

【既設製品】

内蔵バッテリー：FK627A　4.8V　1200mAh

信号装置：松下電工（株）FFH90056（多回線路）

誘導灯音声点滅器具：避難口 20B 型、ナショナル FA21436P

（上記①～③の工事に係る留意事項について）

※現在設置されている製品と同等以上の新規品に交換し、必要な調整等を行うこと（既設装置の撤去・廃棄を含む。）。

※新設機器は、消防法令及び関連規格に適合する同等品以上とする。

※同等品とは、以下の条件を満たすものとする。

・消防法適合品

・型式認定品

・電気的仕様（電圧・容量等）が同等以上

※本工事のうち、法令上消防設備士による工事又は整備が必要とされる作業については、当該消防用設備等の種類に応じた消防設備士の資格を有する者に施工させること。

※受注者は、着工前に本工事に係る消防法令上必要な届出、申請、検査等の有無を確認すること。必要となる届出、申請、検査等については、関係消防機関と調整の上、受注者の責任において必要な手続を行うこと。これらに要する費用は受注者の負担とする。消防機関へ提出した届出書、試験結果報告書等がある場合は、その写しを監督職員へ提出すること。

5　作業スケジュールの調整等

受注者は受注後、速やかに那覇公共職業安定所庶務課担当者（以下「監督職員」）と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

6　危険防止の措置

（1）作業の実施にあたり、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。

（2）作業を行う場所若しくはその周辺に来客者等を含め第三者がいる場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を監督職員に報告のうえ、当該措置を講じ、事故の防止に努めること。

（3）機械及び資材等の搬入及び作業中において、建築物又は工作物等が破損することのないよう十分な養生を行うこと。

7　事前協議

作業を実施する際は、事前に監督職員と協議し行うこと。また、作業完了後、監督職員の確認を得ること。

8　写真付き作業報告書の提出

受注者は、作業完了後速やかに任意様式の写真付き作業報告書を監督職員の指示に基づき作成し、2部提出すること。なお、写真撮影は交換部品について作業前、作業中及び作業後に撮影することを原則とする。

9　経費負担の範囲

作業に必要な機械及び資材の搬入、撤去・交換済みの部品の処分等に要する費用は、すべて受注者側の負担とする。

10　賠償責任

受注者は、作業従事者の故意又は過失によって、建築物等を破損した場合は、発注者へ損害賠償を行わなければならない。

11　保証

工事完了後 1 年以内に、受注者の施工又は本工事により交換した機器に起因する不具合が生じた場合は、受注者の負担により速やかに修理、調整又は交換を行うこと。

12　完成検査

発注者は、工事完了届の提出があったときは、速やかに完成検査を行うものとする。

13　再委託

（1）本工事について、主たる部分の再委託は認めない。

（2）受注者は、本工事の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。

（3）受注者は、本工事の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託に係る再委託申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

（４）受注者は、本工事の一部を再委託する場合には、再委託した工事に伴う再委託の行為について、沖縄労働局に対しすべての責任を負うものとする。また、本工事の実施にあたり遵守すべき事項について、再委託先は受注者と同様の義務を負うものとする。

14　支払い

本工事の完了後、発注者による検査に合格し、適正な請求書を受理してから４０日以内に、契約業者指定の銀行口座に振込払いとする。代金の請求（請求書の提出）は、契約内容をすべて履行した後、遅滞なく以下の担当部署あてに請求すること。請求書の宛名は下記契約担当者あて確認すること。

15　本件担当及び問題発生時の連絡体制

作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

«契約担当»

〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎１号館 4F

沖縄労働局総務部総務課　会計第２係　照屋　TEL：098-868-4003

«現地担当者»

〒900-8601　沖縄県那覇市おもろまち 1-3-25　沖縄職業総合庁舎２階

那覇公共職業安定所　庶務課　　砂川 、照屋　TEL：098-866-8609

16　留意事項・その他

入札書提出前にはできる限り現地確認を行い、施工条件、搬入経路、既設設備等を確認すること。現地確認せず入札書を提出し、契約締結した場合、契約後の仕様等の不明を理由とした契約変更、解除は認められないので、十分留意すること。

本仕様書に記載のない事項については、関係法令のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」のうち、本工事に関係する電気設備工事編及び機械設備工事編の最新版によるものとする。なお、これらに定めのない事項又は疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

入 札 説 明 書

沖縄職業総合庁舎　消防用設備等修繕工事の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長　松原　大

２．競争入札に付する事項

（１）調達案件名

沖縄職業総合庁舎　消防用設備等修繕工事契約

（２）履行場所

仕様書のとおり

（３）履行期限

令和９年３月 12 日（金）までに

３．競争に参加できるものの資格に関する事項

（１） 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者

（２） 令和７・８年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）「消防施設」の「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされている者であって、競争参加地域について、「九州・沖縄地域」が有効である者。

（３） 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

（４） 経営状態が著しく不健全であると認められない者

（５） 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。

（６） 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあっては、これに加入し滞納がない者

（７） 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数 37.5 人未満の企業は除く）

（８） 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

（９）「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。（常用労働者数 101 人未満の事業主は除く）

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

４．入札説明書の交付、及び入札参加申込みをする日時及び場所

（１）日時　令和８年 10 月７日（水）から令和８年 10 月 27 日（火）9:00～17：00 までの間で随時説明を行う。（ただし土日祝は除く。）

場所　（ア）沖縄労働局総務部総務課　会計第２係

（那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）

（イ）沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

（ウ）調達ポータルサイトからダウンロード可能。

※調達ポータルサイトからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別添「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

（２）入札を希望する者は、令和８年 10 月 27 日（火）17：00 までに入札説明書及び仕様書の交付を受け、説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。また、下記５（１）により紙入札を希望する者は、「紙入札参加申込書」も沖縄労働局総務部総務課会計第２係へ提出すること。

５．入札

（１）本案件は電子入札で行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

（２）入札を行う場合、電子調達システムによる場合は、別紙７により、また、紙入札による場合は、別紙８により沖縄労働局総務課会計２係に提出すること。

（３）この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書（**別紙２、別紙２－２**）を提出しなければならない。

（４）入札日時及び場所

日時　令和８年 10 月 28 日（水）12：00 まで

場所　紙入札による場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第 2 係へ提出

（那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）

６．開札

（１）開札日時及び場所

日時　令和８年 10 月 28 日（水）14：00

場所　沖縄労働局総務部総務課

（那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館４階）

（２）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（３）紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（４）再入札の取扱

開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか（２営業日以内）に行うこととする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

７．その他

（１）入札保証金及び契約保証金　免除

（２）契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（３）入札の無効

上記３の競争参加資格のない者のした入札、5（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書、及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。

（４）入札の方法について

入札方法は、審査要領に基づき最低価格落札方式をもって行う。落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

（５）落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（６）手続きにおける交渉の有無　　無

（７）契約書の作成の有無　　有

※原則、契約書の締結は電子契約によること。

（８）工事費内訳書の作成の有無　　有

（９）入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

（１０）問合せ先

〒900-0006　那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）
沖縄労働局総務部総務課会計第２係　照屋
電話（098）868－4003

別紙１

一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）

１．件　名　：　沖縄職業総合庁舎　消防用設備等修繕工事

２．競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。　**はい・いいえ**

(2) 令和７・８年度厚生労働省競争参加資格における等級
九州・沖縄地域「建設工事（消防施設）」　「　　」等級

(3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。　**はい・いいえ**

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。　**はい・いいえ**

(5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。　**はい・いいえ**

(6) 労働保険・社会保険の制度が適用されるものにあっては、これに加入し滞納がない者　**はい・いいえ**

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率を達成していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
（常用労働者数 37.5 人未満の企業は対象外）　はい・いいえ・対象外

(8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第９条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。　**はい・いいえ**

(9)「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。
ア「次世代育成支援対策推進法」（常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外）　**はい・いいえ・対象外**
イ「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 人未満の事業主は対象外）　**はい・いいえ・対象外**

＊事業所の常用労働者の人数　常用労働者数（　　）人

３．厚生労働省所管法令に関する申告について

下記（１）から（４）の内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があったことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

（１）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
（２）過去１年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
（３）契約締結後、当社は又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
（４）上記（１）～（３）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日
支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長　殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

別紙２

誓　約　書

□ 私
□ 当社
は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1.　契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者(理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2．契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住所(又は所在地)
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

別紙２－２

役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成
	大正 昭和　　年　　月　　日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

別紙３

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和　　年　　月　　日

住　所
名　称
代表者

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長　殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

別紙４

紙入札参加申込書

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

（電子入札で参加できない理由を記載して下さい）

記

件　名　沖縄職業総合庁舎　消防用設備等修繕工事

令和　　年　　月　　日

参加者　　住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長　殿

別紙４－２

３．紙入札業者情報

※(1) ～ (13) まで、空欄の無いよう記入すること。

（１）法人番号	
（２）企業名称	
（３）住所・郵便番号	〒
（４）代表者氏名	
（５）代表者役職	
（６）代表電話番号	
（７）代表 FAX 番号	
（８）担当者所属名称	
（９）担当者氏名	
(10) 担当者所属住所等	〒
(11) 担当者電話番号	
(12) 担当者 FAX 番号	
(13) 担当者メールアドレス	

別紙５

入　札　書

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件　　名	沖縄職業総合庁舎　消防用設備等修繕工事								

上記の金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。

令和　　年　　月　　日

入札者　　住　所
商　号
氏　名
（代理人氏名）

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長　殿

別紙６

委　任　状

私は、　　を代理人と定め、下記の事項の入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

１．件　　名　沖縄職業総合庁舎　消防用設備等修繕工事

２．代理人使用印　（　　）

令和　　年　　月　　日

委任者　　住　所

商　号

代表者

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長　殿

別紙７

電子調達システムによる場合の提出書類（別案件で提出済であっても再度提出を要す）

令和８年 10 月 27 日（火）17：00 まで

１．一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙１）
２．誓約書（別紙２，２－２）
３．令和７・８年度厚生労働省競争参加資格の種類「建設工事（消防施設）」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
４．保険料納付に係る申立書（別紙３）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）
＊上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去２年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（２保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
５．障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 37.5 名以上の場合）
６．高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）
７．一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）

※上記１から７までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに添付すること。

令和８年 10 月 28 日（水）12：00 まで

８．工事費内訳書（別紙５―２）をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより添付すること。

別紙８

紙入札による場合の提出書類・手続

令和８年 10 月 27 日（火）17：00 まで

１．一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙１）

２．誓約書（別紙２，２－２）

３．**令和７・８年度厚生労働省競争参加資格の種類「建設工事（消防施設）」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し**

４．保険料納付に係る申立書（別紙３）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収書等）

＊上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去２年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可

５．障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 37.5 名以上の場合）

６．高齢者雇用状況報告書の写し（報告対象となっていない者は就業規則の写し）

７．一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）

８．紙入札参加申込書（別紙４、別紙４－２）

令和８年 10 月 28 日（水） 12:00 まで

９．入札書（別紙５）

10．工事費内訳書（別紙５－２）

11．委任状（別紙６）（代理人入札の場合）

※９．10．11 は封筒に入れて提出

令和８年 10 月 28 日（水） 14：00

印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）再入札の場合に必要（事前に押印した入札書様式でも可）

＊入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず**「割印」**を押印すること。

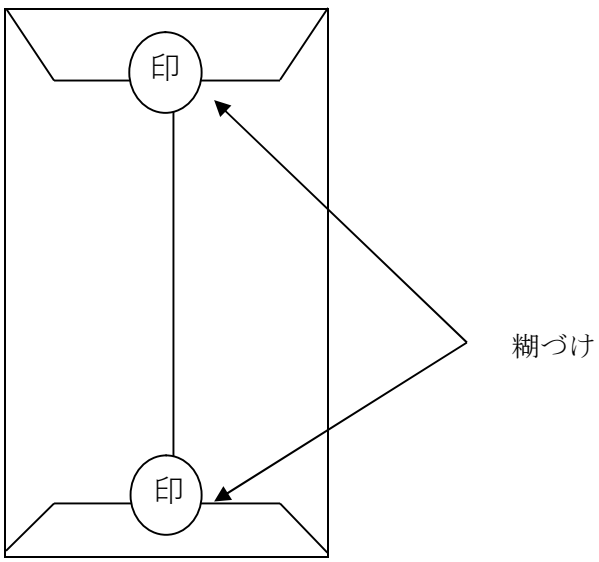
封筒の表

件名

「沖縄職業総合庁舎　消防用設備等修繕工事」

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長　殿

封筒裏（糊づけ）



別添

入札関係書類受領書
【メール送信票】

沖縄労働局　総務部　総務課　会計第二係　照屋
（メールアドレス：teruya-takenori@mhlw.go.jp）

入札件名	沖縄職業総合庁舎　消防用設備等修繕工事	
参加入札方式 （いづれかに〇）	電子入札	紙入札
受領日 （ダウンロード日）		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※　入札関係書類を当局ホームページ（または調達ポータルサイト）からダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※　本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

（入札心得）

１．　入札は、原則として本人が行うこと。

２．　入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。

３．　代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。

４．　入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。

５．　入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること

６．　入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

（入札の無効）

１．　競争に参加資格を有しない者が行った入札。

２．　委任状を持参しない代理人が行った入札。

３．　入札書の表記金額を訂正した入札。

４．　入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。

５．　入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字に誤字がみられ、不明瞭な入札。

６．　入札条件に違反した入札。

７．　談合その他不正の行為があった入札。

参考
予算決算及び会計令第七十条　第七十一条

第七十条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一　当該契約を締結する能力を有しない者
二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

工事請負契約書（案）

１　工事の名称　　沖縄職業総合庁舎　消防用設備等修繕工事

２　履　行　期　間　契約締結日から令和９年３月 12 日まで

３　請 負 代 金 額　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

４　契 約 保 証 金　契約保証金は免除とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和●年●月●日

発注者　住　所　沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番地１号

氏　名　支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長　松原　大　印

受注者　住　所

氏　名

印

(総 則)

第１条　発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成４年法律第 51 号)に定めるものとする。

９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。

(関連工事の調整)

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

第３条　受注者は、この契約締結後 14 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び概略工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。また、

実施工程表を随時作成し、発注者に提出すること。

２　内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険料に係る法定福利費を明示するものとする。

３　工程表及び請負代金額内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）
第４条　契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡等）
第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

２　受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第２項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）
第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）
第７条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）
第７条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
一　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
二　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
三　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とす

ることができる。
一　受注者と直接下請契約を締結する下請負人
次のいずれにも該当する場合
イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
二　前号に掲げる下請負人以外の下請負人
次のいずれかに該当する場合
イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合、その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

３　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　社会保険等未加入建設業者が前項第１号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の１に相当する額
二　社会保険等未加入建設業者が前項第２号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の５に相当する額

（特許権等の使用）
第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）
第９条　発注者は、本契約の履行に関し、発注者の定める監督職員（以下「監督職員」という。）に、受注者の本契約の履行を監督させることができる。

２　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

３　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条　受注者は次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を契約締結後 14 日以内に発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。資格者証、経歴書、雇用保険被保険者証等の写しも添付すること。

一　現場代理人

二　主任技術者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第１項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)、専任の監理技術者(建設業法第 26 条第２項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者補佐(建設業法第 26 条第３項但し書きに規定する者をいう。以下同じ。)

三 専門技術者(建設業法第 26 条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。)

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金額の請求及び受領、第 12 条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

５　現場代理人、監理技術者等(主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)
第 11 条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)
第 12 条　発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)
第 13 条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計

図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては、均衡を得た品質)を有するものとする。

２　受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

４　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

５　受注者は前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第 14 条　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見 本検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４　監督職員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

５　前項の場合においては、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受け

た日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第 15 条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

８　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

９　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更

等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

１０　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

１１　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第 16 条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第 17 条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用

を負担しなければならない。

２　監督職員は、受注者が第 13 条第２項又は第 14 条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第 18 条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三　設計図書の表示が明確でないこと。

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必

要があるもの。発注者が行う。
二　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。発注者が行う。
三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）
第 19 条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）
第 20 条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）
第 21 条　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)
第 22 条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)
第 23 条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２ 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)
第 24 条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 22 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)
第 25 条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 26 条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項

又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第 27 条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

３　監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第 28 条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第 30 条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 47 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 29 条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 47 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く、以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合

においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 30 条　工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 47 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 31 条　発注者は、第８条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 26 条から第 29 条まで、前条又は第 34 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第 32 条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金額の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金額の支払い）

第 33 条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金額の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第６条１項に基づき、請求を受けた日から 40 日以内に請負 代金額を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

４　発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、第２項及び第３項に定める期限までに対価を支払わなかった場合は、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として受注者に支払うものとする。

(部分使用)
第 34 条　発注者は、第 32 条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)
第 35 条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金額の減額を請求することができる。
　一　履行の追完が不能であるとき。
　二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
　三　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定

の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 36 条　発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 38 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 37 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二　工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

三　第 10 条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

四　正当な理由なく、第 35 条第１項の履行の追完がなされないとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 38 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

三　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。

四　受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

五　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

六　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合に

おいて、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
七　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
八　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
九　第 40 条又は第 41 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
十　受注者が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員又は暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
第 39 条　第 37 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 40 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)
第 41 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

二　第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の５(工期の 10 分の５が６月を超えるときは、６月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
第 42 条　第 40 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)
第 43 条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品

を納め､若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

６　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

７　第３項前段及び第４項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 37 条、第 38 条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第 36 条、第 40 条又は第 41 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段、第４項後段及び第５項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

８　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 44 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　工期内に工事を完成することができないとき。

二　この工事目的物に契約不適合があるとき。

三　第 37 条又は第 38 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第 37 条又は第 38 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注

者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合(前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額とする。

６　第２項の場合(第 38 条第八号及び第十号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 44 条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項(独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排

除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者は、契約の履行を理由として、第１項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 45 条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第 40 条又は第 41 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第 33 条第２項の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率に乗じて計算した金額で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 46 条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 32 条第４項又は第５

項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金額の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)
第 47 条　受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)
第 48 条　受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年３パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年３パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)
第 49 条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(表明確約)
第 50 条　受注者は、第 38 条第１項第 10 号イからホのいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

２　受注者は、第 38 条第１項第 10 号イからホのいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委託先(再委託以降のすべての委託先を含む。)並びに自己、下請負人又は再委託先が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約しなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)
第 51 条　受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)
第 52 条　発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

二　受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

三　受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の下請人について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)
第 53 条　前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、発注者の請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の 10 分の１に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

２　受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)
第 54 条　受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

２　受注者は、前項により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

３　受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者に協議を申し出ることができる。

（紛争等の解決方法）

第 55 条　契約書の各条項において発注者及び受注者間の協議により定めるものにつき協議が調わない場合、その他この契約に関し発注者、受注者間に紛争が生じた場合には、公正な第三者を選定し、その斡旋又は調停により解決を図る。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第 56 条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。



利用開始方法

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html

政府電子調達（GEPS）を利用するには、「初めてご利用になる方へ」（上記URL）をご覧いただき、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP1　全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。
調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務（全省庁統一資格）」の区分のものです。
全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札に参加できるようになります。
※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP2　電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。
法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。（詳細は各認証局へお問い合わせください。）
電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。（取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。）
個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。
（一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。）

STEP3　環境設定・利用者登録

●パソコンのセットアップ
お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザーを設定します。
「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

●利用者登録
調達ポータルに利用者を登録します。
調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者（代表取締役社長等）の利用者登録が必要です。
また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。
https://www.p-portal.go.jp/faq

■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ
ナビダイヤル　0570-000-683
ＩＰ電話等　03-4332-7803
受付時間:平日 9時00分～17時30分
国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ（全省庁統一資格事務処理センター）
ＩＰ電話等　03-5511-1155
受付時間:平日 9時30分～17時30分
国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。

政府電子調達（GEPS）

便利でお得　調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは調達ポータルに統合され、さらに便利になりました。



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル　検索



本システムについて

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。
なお、以下の業務は対象外です。

●物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。
内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

常時利用可能※

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

印鑑が不要※

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。



全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。
なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。
ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。

